

サービスパック基本約款

山形県南陽市和田 3369 番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社
制定日： 平成 29 年 8 月 1 日
最終改訂日： 平成 29 年 8 月 1 日

このサービスパック基本約款（以下、「本約款」という）は、サービスパックをお買上げのお客様の請求に基づき、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下、「当社」という）がお客様に提供する定型サービスの提供について、当社とお客様の間で締結される業務委託契約に共通的に適用される契約条件を定めた約款です。個別の定型サービスには本約款の他に適用される特約を定めた個別サービスパック約款がある場合があります。お客様は定型サービスの提供を当社に請求した時点で本約款の全ての条件に同意したものと見なされます。

第 1 条（用語の定義）

本約款では、本項各号に定めた用語を、各々に対応する用語の意味で解釈します。

- (1) 定型サービス
当社商品の最終使用者であるお客様に対して、当社が、お客様による商品の導入及び使用等を支援する目的で有償提供する定型・定量化された各種附帯サービスを指します。
- (2) サービスパック
お客様が当社に定型サービスの提供を請求できる権利が商品化されたものを指します。
- (3) 単位分量
サービスパック毎に、1 本のサービスパックにより当社から提供を受けられる定型サービスの分量を指します。
- (4) 定型サービス契約
当社がお客様と締結する定型サービスの提供に関する業務委託契約を指します。
- (5) 個別サービスパック約款
個別の定型サービスの提供条件について、当社が本約款の特約を定めた約款を指します。定型サービスによっては個別サービスパック約款が存在しないものもあります。
- (6) 納入物件
当社が定型サービス契約の業務成果としてお客様に納入することを個別サービスパック約款で約定したデータ、ファイル、ソフトウェア、ドキュメント等の物件を指します。

第 2 条（定型サービス契約）

1. 当社は、直接又は販売パートナー（リース会社を介在させたリース契約を締結した場合は、リース会社を含む。以下、同じ）を通じて、各種サービスパックをお客様に有償で提供します。尚、サービスパック毎にお客様が当社から提供を受けられる定型サービスの種類及び単位分量は異なりますので、お客様は自己の需要に適合するようサービスパックの種類と数量を取得するものとします。
2. お客様は、サービスパックをお買上げの都度、当社と当該サービスパックに基づく定型サービスの提供に関する定型サービス契約を締結するものとします。
3. 当社の販売パートナー又はその他の第三者が、当社商品又は当社商品の使用環境等について独自に提供するサービスは、当社が提供するサービスではなく、本約款の適用範囲には含まれません。
また、当社は、販売パートナー又はその他第三者による独自サービスについては、一切の責任又は義務を負わないものとします。
4. 定型サービスは、お客様に対象となる当社商品の使用許諾をするものではありません。

第 3 条（定型サービス契約の契約条件）

1. 定型サービス契約の契約条件は、お客様が行使するサービスパックによりお客様が当社から提供を受けられる定型サービスの種類及び単位分量と、本約款の契約条件を組合せた契約条件とします。
2. 当社が個別サービスパック約款を設けた定型サービスについては、前項とは別途、定型サービス契約の契約条件に個別サービスパック約款の契約条件が適用されます。尚、前項の契約条件と個別サービスパック約款の契約条件が矛盾する場合、矛盾する範囲に限り、個別サービスパック約款が優先して適用されるものとします。

第 4 条（定型サービスの提供日時）

1. 定型サービスの提供日時は、当社とお客様が定型サービス契約の締結後に別途決定するものとします。尚、合意後にやむを得ない事情がある場合、当社はお客様と協議の上承諾を得た場合に限り、提供日時を変更することができるものとします。この場合、当社は提供日時の変更によりお客様に生じた不利益に何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、いかなる場合であっても、お客様が行使するサービスパック毎にその単位分量を超えた定型サービスを提供する義務を負わないものとします。定型サービス契約の締結時にお客様とそのような合意がなされた場合であっても、当社は単位分量を超える定型サービスの提供については定型サービス契約をいつでも取消することができるものとします。
3. サービスパックの有効期間は、別途合意がある場合を除き、お客様によるサービスパックのお買上げ日から 2 年間とします。お客様は、この期間が経過した後は、サービスパックにより当社に定型サービスの提供を請求することはできません。

第 5 条（定型サービスの提供対価）

1. 定型サービス提供の対価としてお客様が当社に支払うべき契約代金は、お客様が当社又は当社の販売パートナーと締結する売買契約に基づき支払うべきサービスパックの契約代金（リース会社を介在させたリース契約を締結する場合は、リース契約に基づき支払うべきリース料金）に全て含まれるものとします。
2. 前項の契約代金の支払条件は、お客様が当社又は当社の販売パートナーと締結する売買契約（リース会社を介在させたリース契約を締結する場合は、リース契約）に基づくサービスパックの契約代金の支払条件によるものとします。
3. お客様が任意にサービスパックの全部又は一部を行使しなかった場合、あるいは、定型サービスの全部又は一部の提供を受けなかった場合であっても、当社及び当社の販売パートナーはサービスパックの契約代金をお客様に一切返還する義務を負わないものとします。また、お客様は、このことによっても当社又は当社の販売パートナーにサービスパックの契約代金を支払う義務からその一部であっても免れないものとします。

第 6 条（定型サービスの完了）

1. 当社は、定型サービスの提供が完了した場合、お客様に当社の様式による完了報告書を提出します。尚、第 9 条又は第 17 条に基づき、定型サービスの全部又は一部の履行が不能になった場合、当社が履行可能な定型サービスの提供を完了した時点で、定型サービスの提供の完了とみなすものとします。
2. お客様は、前項に基づく完了報告書の提出を受けた後 7 日以内に、完了報告書の内容に不備がないこと（納入物件がある場合は納入物件が定型サービス契約の契約条件に適合することを含む）を検査するものとします。
3. 当社がお客様に完了報告書を提出した後、次の各号のいずれかに該当した最も早い時点をもって定型サービスはお客様によって検収されたものとし、この時点をもって定型サービス契約は終了します。
 - (1) お客様が当社に書面で合格を通知したとき
 - (2) 当社が持参した完了報告書にお客様が認印を捺印したとき
 - (3) 当社が完了報告書を提出してからお客様から何ら通知なく 7 日が経過したとき
4. お客様は、第 2 項の検査において完了報告書の内容に不備（納入物件がある場合は納入物件が定型サービス契約の契約条件に

適合しないことを含む)を発見した場合、当社に書面で直ちにその旨を通知するものとします。この場合、当社はお客様が指摘した不備を確認の上、不備が見つかった場合はこれを無償で修補した上、再度前各項の手続きを行うものとします。但し、不適合の程度が軽微で当社がその修補に過分の費用を要する場合はこの限りではないものとします。

第7条（定型サービス契約の解除）

- 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、催告及び履行の提供を何ら要さず、即時に定型サービス契約の全部又は一部を解除し、あるいは、お客様がお買上げのサービスパックの全部又は一部を失効させることができるものとします。尚、本項の履行は、当社の損害賠償請求を妨げません。
 - お客様が第5条に基づくサービスパックの提供対価を一度でも支払遅滞し又は支払わなかった場合
 - 定型サービス契約の債務不履行が、相当の期間を定めて催告したにも係らず、是正されなかった場合
 - 定型サービス契約の履行において、重大な過失又は背信行為があった場合
 - 第11条の反社会的勢力の排除に関する表明保証に違反があった場合
 - 差押、仮差押、仮処分、公売処分その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停若しくは破産その他倒産手続開始の申立がなされた場合
 - 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 減資、営業廃止、営業変更、解散又は合併等、重要な組織変更の決議をした場合
 - 監督官庁より営業免許若しくは営業登録の取消又は営業停止の処分を受けた場合
 - 銀行取引の停止、手形交換所の取引停止処分を受ける等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められた場合
 - 住所変更の通知を怠る等して、住所若しくは連絡先が不明となった場合
 - その他定型サービス契約を継続しがたい相当の事由があった場合
- 当社は、前項に基づき定型サービス契約の全部又は一部を解除したこと、あるいは、お客様がお買上げのサービスパックの全部又は一部を失効させたことについて、何ら責任を負わないものとします。

第8条（秩序の維持等）

- 当社は、定型サービスの提供について、事業主としての財政上及び法律上の全ての責任を負うものとします。
- 当社は、労働法規その他関係法令に基づき定型サービスに従事させる者（以下、「業務従事者」という）に対する雇用主としての一切の義務を負い、業務従事者に対する定型サービスの提供に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとします。
- 業務従事者が定型サービスの提供のため、お客様及びお客様の顧客（以下、総称して「お客様等」という）の事業所に立ち入る場合、当社は業務従事者にお客様等の内規を尊重させ、安全と秩序の維持に努めさせるものとします。

第9条（貸与物件）

- お客様は、当社が定型サービス契約を履行するため必要な資料、設備等の物件（以下、総称して「貸与物件」という）を当社に無償で貸与し、使用させることに協力するものとします。
- 当社は、お客様の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって貸与物件を使用、管理すると共に、定型サービスの提供以外の目的で貸与物件を使用しないものとします。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、直ちにお客様に貸与物件を返却するものとします。
 - 定型サービスの提供が完了した場合
 - 貸与物件が不要となった場合
 - お客様が当社に返却を求めた場合
- お客様が前項に代え、貸与物件の廃棄を指示した場合、当社は前項に代えて貸与物件を廃棄するものとします。但し、貸与物

件の廃棄を約定している場合を除き、当社が貸与物件の廃棄に過分の費用を要する場合は、この限りでないものとします。

- 当社は、当社が要請した第1項の協力をお客様が合理的な理由なく拒絶した結果又は当社が第3項第3号に基づきお客様に貸与物件を返却した結果として生じた定型サービス契約の全部又は一部の履行の遅滞若しくは不能について、何ら責任を負わないものとします。

第10条（データのバックアップ）

- お客様は、自己の責任と費用により、定型サービスの提供において当社に使用させるお客様の設備やシステムのバックアップを外部の記憶媒体等に事前に取得するものとします。
- 当社は、自己の作業ミスによるものも含め、定型サービスの提供においてお客様のデータを喪失、破損又は変質した場合であっても、かかるデータの喪失、破損又は変質について何ら責任を負わないものとします。
- 当社が定型サービスの提供を完了した後、お客様のデータが喪失、破損又は変質した場合、かかる危険の負担はお客様が負うものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

- お客様は、自己、自己の子会社及び関連会社、並びにこれらの役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）及び業務従事者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）であること
 - 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- お客様は、次の各号に該当するいかなる行為もしてはならないものとします
 - 反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
 - お客様、お客様の子会社、関連会社若しくは業務従事者又は第三者を利用して次の①②③のいずれかに該当する行為を行うこと
 - ①事実反して、お客様が反社会的勢力である旨を伝え又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - ②当社の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をすること
 - ③当社の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為をすること
 - ③ 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること

第12条（届出・通知）

お客様は、商号、名称、代表者、住所の変更、合併又は組織変更があった場合、直ちに書面で当社にその旨を通知するものとします。

第13条（秘密保持）

当社及びお客様は、定型サービス契約の履行に際して知得した相手方の営業上、技術上、経営上の情報を、第三者に開示、漏洩し又は定型サービス契約の履行以外の目的で利用しないものとします。但し、公知公用の情報、行政・司法機関から開示要請（捜査関係事項照会書によるものを含む）を受けた情報は、本条の義務

の対象から除外されるものとします。

第 14 条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、定型サービス契約の履行に真に必要な場合に限り、お客様から個人情報の預託を受けるものとします。この場合、お客様は、個人情報の取得（情報主体に対する利用目的の通知等の、個人情報を取得するため法令上必要となる附帯事務の実施を含み、以下同様）について、全ての責任を負うものとし、当社と第三者との間で個人情報の取得に起因する紛争が発生した場合、当社を防御し、一切の迷惑をかけないものとします。
2. 当社は、前項に基づきお客様から預託された個人情報を、個人情報の保護に関する法律を遵守して取扱うものとします。当社は、当該個人情報をお客様から委託を受けた定型サービス契約の履行以外の目的に利用しないものとし、また当該個人情報を第三者に提供しないものとします。
3. お客様は、いかなる場合も特定個人情報を当社に預託又は提供してはならないものとします。当社が定型サービス契約の履行上、画面への映り込み等により意図せずにお客様から特定個人情報の開示を受けた場合、当社はこれを速やかに削除するよう努力します。尚、このことにより、当社がかかる削除に過分の費用を要したり、当社がその他損害を被ったりした場合は、お客様にその負担を求めることができるものとします。また、このことにより、お客様に生じた不利益について、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 15 条（知的財産権の帰属）

1. 定型サービス契約の履行に際して、著作、発明、実用新案、意匠等の創作又はノウハウ（以下、総称して「知的財産」という）が新たに為され、著作権、特許権、実用新案権、意匠権等を含む知的財産権（産業財産権を受ける権利を含み、以下、「知的財産権」という）が新たに発生した場合であっても、これらは当社又は当社への供給者に全て留保され、お客様に何ら譲渡されないものとします。
2. 当社又は当社への供給者が従前より有する知的財産権で保護された知的財産を、定型サービスの提供において実施又は利用した場合であっても、当社又は当社への供給者に帰属する知的財産権は、お客様に何ら譲渡されないものとします。
3. 当社は、お客様が納入物件を自己の業務に使用する目的に限り、納入物件を使用する非独占的な権利をお客様に許諾します。尚、当社が、個別サービスパック約款やその他の方法でお客様に対して事前に納入物件の使用許諾条件を通知した場合、お客様はかかる条件を逸脱して納入物件を使用してはならないものとします。尚、当社及び当社への供給者は、納入物件に適用された著作物について著作権人格権を行使しないものとします。

第 16 条（再委託）

1. 当社は、定型サービス契約における自らの義務の全部又は一部をお客様の事前の承諾を得ることなく第三者に再委託することができるものとします。
2. 当社は、定型サービス契約における自らの義務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、再委託先となる第三者の行為についても本約款における自らの責任を免れないものとします。
3. 当社の再委託先となる第三者は、第 13 条及び第 14 条における「第三者」に該当しないものとします。

第 17 条（不可抗力）

当社は、天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、その他の当社の合理的な支配が及ばない不可抗力の結果として生じた定型サービス契約の全部又は一部の履行の遅延若しくは不能について、何ら責任を負わないものとします。

第 18 条（責任の制限）

1. 定型サービスにおける当社の責任は、定型サービス契約の契約条件に従って定型サービスをお客様のために最善の努力をもって実施することに限られるものとし、当社は定型サービスの品質及び結果については何ら責任を負わないものとします。
2. 納入物件が定型サービス契約の契約条件に適合しない場合、お客様が第 6 条の定型サービスの提供完了日から 6 か月以内にか

かる不適合を修補するよう当社に請求した場合に限り、当社はこれ無償で修補します。但し、不適合の程度が軽微で当社がその修補に過分の費用を要する場合はこの限りではないものとします。当社が定型サービスの提供が完了した後に納入物件について負うべき責任は、本項の責任をもって全てとし、請求根拠の如何を問わず、その他の責任を負わないものとします。

3. 定型サービスにおける当社の責任は、いかなる場合も、第 5 条に基づく当該定型サービスの提供対価として、お客様が実際にお支払済の契約代金相当額をその上限とします。

第 19 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、定型サービス契約によって得られた権利及び義務を、第三者に譲渡、承継し、又は第三者の担保に供してはならないものとします。

第 20 条（管轄裁判所）

定型サービス契約の履行に関する紛争は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理することに当社及びお客様は同意します。

第 21 条（その他）

1. 当社は、いつでも本約款を変更できるものとします。この場合、当社がお客様に最新版の本約款を交付（交付手段を問わない）した時点で有効になるものとします。但し、交付から 14 日以内に、お客様が異議申立てを行った場合はこの限りではないものとします。
2. 定型サービス契約の終了後も、第 2 条第 3 項、第 5 条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 9 条第 5 項、第 10 条第 2 項、同第 3 項、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び本条は、なお有効に効力を有するものとします。

以上

個別サービスパック約款 (「CELf for ほのぼのNEXT」帳票カスタマイズサービス)

山形県南陽市和田 3369 番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社
制定日：平成 29 年 8 月 1 日
最終改訂日：平成 29 年 8 月 1 日

この個別サービスパック約款（以下、「本個別約款」という）は、「CELf for ほのぼのNEXT」帳票カスタマイズサービスパックをお買上げのお客様の請求に基づき、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下、「当社」という）がお客様に提供する「CELf for ほのぼのNEXT」帳票カスタマイズサービスの提供について当社とお客様の間で締結される業務委託契約に、サービスパック基本約款（以下、「基本約款」という）に優先して適用される契約条件を定めた約款です。

第 1 条（用語の定義）

- 本個別約款では、本項各号に定めた用語を、各々に対応する用語の意味で解釈します。
 - 本サービス
当社が、基本約款第 1 条第 1 項第 1 号に定める定型サービスとして提供する「CELf for ほのぼのNEXT」帳票カスタマイズサービスを指します。
 - 本サービスパック
当社が、基本約款第 1 条第 1 項第 2 号に定めるサービスパックとして提供する第 2 条のサービスパックを指します。
 - 対象サービス
当社が別途販売するライセンスをお買上げのお客様に対して、使用許諾される「ほのぼの」シリーズソフトウェア用の簡易帳票作成機能を提供するサービスである「CELf for ほのぼのNEXT」を指します。
 - 帳票テンプレート
対象サービスで生成される帳票の雛形となるデータを指します。対象サービスで生成される個別の帳票を指す用語ではありません。
 - 連係箇所
帳票テンプレートにおいて、「ほのぼの」シリーズソフトウェア上のデータを表示する箇所を指します。
- 本個別約款では、前項の用語の定義とは別途、基本約款第 1 条第 1 項の用語の定義を準用します。

第 2 条（本サービスパック）

- 本サービスパックは、次の第 1 号及び第 2 号の当社商品の組合せで構成されます。お客様が当社から本サービスの提供を受けるためには必ず第 1 号及び第 2 号の当社商品を組合せてお買上げ頂く必要があります。尚、第 2 号の当社商品は、当社が本サービスの提供において新規作成又は修正する帳票テンプレート上の連係箇所の数量に応じて、必要な数量をお買上げ頂く必要があります。
 - 「CELf for ほのぼのNEXT 帳票カスタマイズ基本」
当社から本サービスの提供を 1 回受けるために 1 つお買上げ頂く必要がある基本商品です。
 - 「CELf for ほのぼのNEXT 帳票カスタマイズ 5 ヶ所」
当社が本サービスの提供において新規作成又は修正が必要な帳票テンプレート上の連係箇所 5 つ毎に 1 つお買上げ頂く必要がある商品です。尚、本商品は、複数の前号の商品に組み合わせることはできません。
- 当社は、お客様に本サービスパックをお買上げ頂く際、事前に納入物件となる帳票テンプレートの要件をヒアリングし、当社の様式による要件確認書を作成の上、お客様の承認を得るものとします。当社が本サービスの提供において新規作成又は修正が必要な帳票テンプレート上の連係箇所数は、当社が要件確認書の提出時にお客様に見積るものとします。
- お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様に本サービスの提供を引き受ける義務を負わないものとし、このことによってお客様に生じたいかなる不利益にも何ら責任を負わないものとします。
 - お客様がお買上げの第 1 項第 1 号又は第 2 号の商品の数量が、前項で当社が見積もった連係箇所数に基づく必要数量に足りない場合
 - お客様が対象サービスを使用する権利を有していない場

合

- 当社及び当社の販売パートナーは、前項による場合も含め、お客様が第 1 項第 1 号又は第 2 号の商品のいずれかを行使しなかった場合であっても、お客様に契約代金を何ら返金する義務を負わないものとします。
- 本サービスパックは、お客様に対象サービスの使用許諾を行うものではありません。

第 3 条（本サービスの内容）

- 当社が本サービスパックをお買上げのお客様に提供すべき本サービスの内容は、本サービスパックにより当社とお客様の間で締結される定型サービス契約の契約条件を遵守し、前条第 2 項に基づきお客様が承認した要件確認書の内容に適合した帳票テンプレートを作成の上、納入物件として納入することとします。
- 当社は納入物件を、お客様と別途ライセンス契約を締結している対象サービスのアカウント上に配置することによって納入します。
- 当社は、前各項の納入が完了した後にお客様に納品書を提出しますが、納品書をもって基本約款第 6 条（定型サービスの完了）に定める完了報告書に代えるものとします。

第 4 条（納入物件の使用許諾条件）

- 納入物件の使用許諾条件は、別途、当社が交付した「CELf for ほのぼのNEXT」サービス ライセンス規約に基づく対象サービスの使用許諾条件に準じます。
- 納入物件はお客様に対して非独占的に提供されるものとします。当社は、お客様の事前の承諾やお客様への対価の支払いを要せずに、納入物件の全部又は一部の再利用（他のお客様に対する納入物件の再販売を含むがこれに限られない）を自由にできることにお客様は同意します。

第 5 条（責任の制限）

本サービスについて、基本約款第 18 条第 2 項に定められた「納入物件が定型サービス契約の契約条件に適合しない場合」とは、納入物件が第 2 条第 2 項に基づきお客様が承認した要件確認書の内容に適合しない場合に限るものとします。

第 6 条（その他）

- 当社は、いつでも本個別約款を変更できるものとします。この場合、当社がお客様に最新版の本個別約款を交付（交付手段を問わない）した時点で有効になるものとします。但し、交付から 14 日以内に、お客様が異議申立てを行った場合はこの限りではないものとします。
- 定型サービス契約の終了後も、第 2 条第 3 項、同第 4 項、同第 5 項、第 4 条、第 5 条及び本条は、なお有効に効力を有するものとします。

以上